



介護保険料

65歳以上の人に 仮徴収通知書を送付します

65歳以上の人の介護保険料は、前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料をもとに仮算定した金額を納める「仮徴収」を行います。その通知書を4月中旬に送付します。

65歳以上の介護保険料の納め方は、基本的に年金支給前に差し引かれる「特別徴収」です。特別徴収ができない人は、納付書や口座振替で納入する「普通徴収」になります。

●特別徴収の人（年金から差し引きの人）

仮徴収は、1〜3期（4・6・8月）です。仮徴収額や算定基礎、徴収月ごとの金額を明記したはがきを送付します。

納期	
1期	4月
2期	6月
3期	8月
4期	10月
5期	12月
6期	2月

●普通徴収の人（納付書や口座振替の人）

仮徴収は、1〜4期（4〜7月）です。納付書払いの人には、納付書を封書で送付

します。口座振替の人には、仮徴収額や算定基礎、徴収月ごとの金額を明記したはがきを送付します。

納期	
1期	4月
2期	5月
3期	6月
4期	7月
5期	8月
6期	9月
7期	10月
8期	11月
9期	12月
10期	1月
11期	2月
12期	3月

前年の所得が確定し、本年度の介護保険料（年額）が決定するのは8月です。保険料決定後の「本徴収」のお知らせは、8月に送付します。

なお、40歳〜64歳の第2号被保険者の保険料は、加入している健康保険（医療保険）の保険料に含まれ、保険料額の算定方法も各保険ごとに異なります。

詳しくは、加入している健康保険にご確認ください。

26年度の介護保険料の年額をチェック

